

## 岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 低炭素型の都市の実現に向け、エネルギーを創って、ためて、賢く使うことにより、エネルギー利用の最適化・効率化（以下「スマートエネルギー化」という。）を推進するため、市内の住宅にスマートエネルギー化に資する機器を導入し、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した住宅（以下「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」という。）に取り組む者及び、環境性能に特に優れた自動車等を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の住宅（店舗等併用住宅を含む。）に別表第1に掲げる補助対象機器の導入又は補助対象機器が設置された住宅（以下「補助対象機器付建売住宅」という。）の購入とし、同表補助対象機器の欄に掲げる区分に応じ、同表個別要件及び共通要件の各欄に定める要件を満たすものとする。

### (補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象機器（太陽光発電システムの設置と他の補助対象機器（電気自動車等、燃料電池自動車、V2H、家庭用リチウムイオン蓄電システム（固定価格買取制度満了世帯対象）を除く）を組み合わせる場合に限る。）を住宅に導入した個人
- (2) 補助対象機器付建売住宅（太陽光発電システムと他の補助対象機器（電気自動車等、燃料電池自動車、V2H、家庭用リチウムイオン蓄電システム（固定価格買取制度満了世帯対象）を除く）が組み合わせる設置されている住宅に限る。）を購入した個人
- (3) 電気自動車等、燃料電池自動車、V2H、家庭用リチウムイオン蓄電システム（固

定価格買取制度満了世帯対象)を導入した個人

(4) 前3号に規定する個人又は管理者に対し、補助対象機器を貸与したリース事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(3) 同一の住宅において、同種の補助対象機器に係る補助金の交付を岡山市から受けている者

(4) 補助金の交付申請時に、申請住所に係る住宅に居住していない者及び当該住宅の所在地に住民登録がない者。ただし、単身赴任等で一時的に当該住宅に居住していないが、家族等が居住しており、当該住宅に補助対象機器を導入した者を除く。

(5) 虚偽の補助金交付申請を行った者

(補助金の交付の制限)

第5条 同種の補助対象機器に係る補助金の交付の回数は、一住宅(同一敷地内にある別棟の建築物を含む。ただし、補助事業者と別生計にあると認められる場合を除く。)につき1回とする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出された経費のうち、補助金の交付額算定に当たって対象となる経費(消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。)は、補助対象機器本体及び附属機器の購入費並びに設置工事費の合計額(既存機器の撤去・処分費及び補助対象機器の設置に直接関係のない工事費並びに申請代行手数料等の費用を除く。)から値引き及び国等の類似の補助金の額を控除して得た額とする。ただし、補助対象機器のうち太陽光発電システムに係る補助金の交付額算定に当たっては、補助対象経費を基礎としない。

(補助金額)

第7条 補助金額は、別表第2の補助対象機器の欄に掲げる区分に応じ、同表補助金額の欄に掲げる額とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨て

るものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付申請は、岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年3月17日とする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、別表第3に掲げるとおりとする。

4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までに掲げる書類の添付は要しないものとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付の決定及び交付すべき額を確定し、申請者に対し、補助金交付決定及び確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条第1項の補助金交付決定及び確定通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(手続代行者)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請等に係る手続の代行を、補助対象機器を販売する者等に対して依頼することができる。

2 補助金の交付申請等に係る手続の代行を行う者(以下「手続代行者」という。)は、依頼された手続を誠意をもって実施するものとする。

3 市長は、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を履行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、当分の間、手続の代行を認めないことができる。

(取得財産等の管理)

第12条 補助事業者は、補助対象機器を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める法定耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期

間、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、天災地変その他補助事業者の責めに帰することのできない理由により、補助対象機器がき損し、又は紛失したときは、この限りではない。

(取得財産等の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助対象機器の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象機器を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、補助事業者が補助対象機器を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(協力依頼)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者及び手続代行者に対し、ライトダウンキャンペーン、環境パートナーシップ事業への参加等、本市の地球温暖化対策の推進に必要な協力を求めることができる。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

2 岡山市住宅用太陽光発電システム設置等補助金交付要綱(平成24年5月16日市長決裁)、岡山市住宅用省エネ設備等導入補助金交付要綱(平成24年8月10日市長決裁。)及び岡山市電気自動車普及促進事業補助金交付要綱(平成24年5月24日市長決裁)は、廃止する。

3 この要綱の施行の際、現に前項に掲げる要綱に基づく補助金の交付を受けた補助事業者の報告については、なお従前の例による。

4 この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

5 この要綱は、平成29年5月8日から施行する。

6 この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

7 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

8 この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

9 この要綱は、令和3年5月7日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

補助対象機器	個別要件	共通要件
<p>太陽光発電システム (新築設置※ 1・既 築設置※ 2)</p>	<p>太陽電池モジュール, 架台, パワー コンディショナー (インバータ・保護 装置) 及びその他付属機器 (接続箱, 直流側開閉機器及び交流側開閉機器) で構成するものであって, 次に掲げる 要件を満たすものであること。</p> <p>ア 太陽電池モジュールが一般財団法人 電気安全環境研究所 (J E T) の 認証を受けているもの又はそれと同 等以上の性能及び品質が確認されて いるものであること。</p> <p>イ 太陽電池モジュールの公称最大出 力合計値又はパワーコンディショナ ーの定格出力合計値のいずれかが 1 0 k W未満 (小数点以下二桁未満切 り捨て) であること。</p> <p>ウ 既存設備増設の場合は, 既存設備 分を含めた増設後の設備が上記イを 満たしていること。また, モジュー ル増設の場合は, パワーコンディシ ョナーも交換又は増設しているこ と。</p> <p>エ 発電した電気が住宅において消費 されていること。</p>	<p>1 補助対象機器の導 入日 (太陽光発電シ ステムは電力受給開 始日 (余剰売電の場 合) 又は保証書の日 付 (自家消費のみの 場合)。電気自動車 等及び燃料電池自動 車は初度登録日。窓 断熱は出荷証明書又 は施工証明書に記載 の納入日。その他の 場合は保証書の日 付。) 又は補助対象 機器が設置された建 売住宅の引渡日が当 該日の属する年度の 前年度の 3 月 1 8 日 以降であること。</p> <p>2 補助対象機器は未 使用品 (電気自動車 等及び燃料電池自動 車の場合は未登録 車) であること。</p>
<p>太陽熱利用システム (自然循環型・強制</p>	<p>日本工業規格 (以下「J I S」とい う。) に適合したもの又は一般財団法人</p>	<p>3 補助対象機器に係 るリースの取り扱い</p>

循環型)	人ベターリビングの優良住宅部品（B L 部品）認定を受けたものであること。
家庭用燃料電池（エネファーム）	一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）に登録されている機器であること。
家庭用ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	J I S C 9 2 2 0 に定める年間給湯保温効率又は年間給湯効率が 3. 0 以上であること。
家庭用リチウムイオン蓄電システム	一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が Z E H 支援事業において補助対象としている機器であること。
窓断熱	公益財団法人北海道環境財団が既存住宅における断熱リフォーム支援事業において補助対象としている製品であって、既築住宅への導入であること。
電気自動車等	ア 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「N e V」という。）がクリーンエネルギー自動車等導入事業費補助金において補助対象にしている電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（普通自動車、小型自動車又は軽自動車に限る。）であること。 イ 電気自動車等の導入者と使用者が同一であること（導入者がリース事業

については、次のとおりであること。ただし、窓断熱は対象外とする。

(1) 「法定耐用年数」以上（太陽光発電システム及び太陽熱利用システムにおいては、10年以上）の契約を締結していること。

(2) リース事業者が補助対象機器を導入する場合には、補助対象機器の月々のリース料の額が、当該補助対象機器の借受人に対し、この要綱による補助金相当額が還元されていると認められる水準であること。

4 補助対象機器は、太陽光発電システムを必須とし、その他の補助対象機器（電気自動車等、燃料電

	者の場合を除く。)	池自動車、V2H、
燃料電池自動車	<p>ア NeVがクリーンエネルギー自動車等導入事業費補助金において補助対象にしている燃料電池自動車であること。</p> <p>イ 燃料電池自動車の導入者と使用者が同一であること(導入者がリース事業者の場合を除く。)</p>	家庭用リチウムイオン蓄電システム(固定価格買取制度満了世帯対象)を除く)
V2H(※3)	NeVが電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金において補助対象としている充電設備と同等以上の機能を有していること。	を1つ以上太陽光発電システムと合わせて設置した場合を補助対象とする。
HEMS(※4)	<p>ア エネルギー使用量を計測・蓄積し、「見える化」が図られていること。</p> <p>イ 「ECHONET Lite」規格を標準的なインターフェースとして搭載していること。</p>	

※1 新築設置 次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 新築する住宅に新築工事と併せて設置する場合
- (2) 建売住宅に設置する場合、又は設置された建売住宅を購入する場合

※2 既築設置 次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 太陽光発電システム設置に係る契約の時点で、既に建設されている住宅に設置する場合
- (2) 既存住宅の増築工事に併せて設置する場合
- (3) 既存住宅の同一敷地内において、住宅の屋根以外に設置する場合

※3 V2H 電気自動車等と住宅との間で相互に電力を供給するシステム

※4 HEMS 家電，太陽光発電システム，エネファーム，蓄電池等をネットワーク化し，居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に，エネルギーを管理するシステム

別表第2（第7条関係）

補助対象機器	補助金額
太陽光発電システム（新築設置）	太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか小さい方に1kW当たり2万円を乗じて得た額であって，10万円を上限とする。
太陽光発電システム（既築設置）	太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか小さい方に1kW当たり3万円を乗じて得た額であって，15万円を上限とする。
太陽熱利用システム（自然循環型）	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって，3万円を上限とする。
太陽熱利用システム（強制循環型）	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって，5万円を上限とする。
家庭用燃料電池（エネファーム）	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であって，15万円を上限とする。
家庭用ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であって，2万円を上限とする。
家庭用リチウムイオン蓄電システム	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であって，15万円を上限とする。
窓断熱	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であって，10万円を上限とする。
電気自動車等	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であって，15万円を



V2H	上限とする。
HEMS	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であって、5万円を上限とする
燃料電池自動車	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であって、50万円を上限とする。

別表第3（第8条関係）

補助対象機器	個別必要書類	共通必要書類
太陽光発電システム	<p>ア 「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」等の電力受給契約の内容が分かる書面の写し（余剰売電の場合に限る。）</p> <p>イ 保証書の写し（自家消費のみの場合に限る。）</p> <p>ウ 太陽電池モジュールの製造業者が発行する出力対比表又は出力対比表及び製造番号票（型式名、製造番号及び測定出力値の記載がある製品同梱のもの）の写し</p> <p>エ 公図の写し（アに掲げる「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」に記載された受給場所（設置場所）が地番表示のため、申請住所と相違する</p>	<p>ア 補助対象機器の導入又は補助対象機器付き建売住宅の購入に係る契約書の写し（ただし、契約時に契約書等を作成していない場合を除く。）</p> <p>イ 見積書、内訳書等補助対象機器に係る経費の内訳が確認できる書類の写し（アの契約書に当該経費の内訳が明記されていない場合に限る。）</p> <p>ウ 補助対象機器の設置に係る領収書の写し</p> <p>エ 滞納無証明書（市税に係る徴収金の滞納がないことを岡山市長が証明した書類で、発行後3月以内のもの。申請者がリース事業者の場合にあつては、リース事業者、借受人双方のもの。）</p> <p>オ 補助対象機器が導入された住宅の位置図（電気自動車等及び</p>

	<p>場合に限る。)</p> <p>オ 設置状況を示す配置図</p> <p>カ 補助対象機器が導入された住宅の建物登記事項証明書（発行後3月以内のもの。既築住宅への導入の場合に限る）</p> <p>キ 電力受給場所（連系点）の住宅全体の写真（連系点とモジュール設置場所が違う場合）</p>	<p>燃料電池自動車を除く。)</p> <p>カ 補助対象機器の写真（機器の全体写真及び型式が確認できる写真）及び補助対象機器が導入された住宅全体の写真（電気自動車等及び燃料電池自動車を除く。)</p> <p>キ 補助対象機器が導入された住宅の居住者の住民票（発行後3月以内のもの。単身赴任等により補助対象機器が導入された住宅に当該システム及び住宅の所有者が居住していない場合に限る。)</p>
太陽熱利用システム（自然循環型・強制循環型）	保証書の写し	
家庭用燃料電池（エネファーム）	同上	ク 承諾書（申請者又は同居する家族等以外が所有する建物に補助対象機器を導入する場合に限る。)
家庭用ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	同上	ケ リース料金の算定根拠明細書（様式第2号。リースに係る場合に限る。)
家庭用リチウムイオン蓄電システム	同上	コ リース契約書の写し（リースに係る場合に限る。)
家庭用リチウムイオン蓄電システム（固定価格買取制度満了世帯対象）	電気事業者との契約書，案内書，検針票など，買取期間開始時期又は終了時期が確認できるもの	サ その他市長が必要と認める書類
窓断熱	ア 出荷証明書（公益財団法人北海道環境財団製品型番の記載があるもので	

	<p>あって、製造メーカーが発行したもの) 又は施工証明書の写し</p> <p>イ 設置状況を示す配置図</p> <p>ウ 補助対象機器が導入された住宅の建物登記事項証明書 (発行後 3 月以内のもの。)</p>
電気自動車等	自動車検査証の写し, 保管場所標章番号通知書又は任意自動車保険契約書等の写し (所有権留保付クレジット購入の場合)
燃料電池自動車	同上
V 2 H	<p>ア 設置状況を示す配置図</p> <p>イ 保証書の写し</p>
H E M S	保証書の写し